

小野町農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が、令和2年7月19日満了となります。平成28年の農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員は、市町村長の選任制(議会の同意を得て任命)に変更となり、新設された農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとなりました。候補者については、地区および団体の推薦や一般公募の方法により選ばなければならないことから、下記のとおり推薦および募集の受け付けを行います。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	10人	9人
募集要件	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者	農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
主な業務内容	農地法などの権限事務について、審査および決定を行う。 ①農業委員会などの会議に出席し、農地法などの権限に属された事項の審議を行う。 ②農地法などに基づく申請の審査を行う。 ③農地法に基づき、町内の農地の利用状況調査および利用意向調査を行う。 ④農地の利用の最適化(担い手への集積など)のための調整を行う。	担当地区で、担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消などの活動を行い、担当地区内の農地の有効利用を図る。 ①農業委員会定例会・臨時会や研修会などの会議に出席し、担当する地区の農地法の申請内容について調査し、その結果を報告する。 ②農地法に基づく申請について調査を行う。 ③担当する地区内の農地の利用状況調査および利用意向調査を行う。 ④農地の利用の最適化(担い手への集積など)のための活動を行う。 ⑤農地の貸し手と借り手とのマッチングや農地中間管理機構との連携などに取り組む。
報酬(年額)	会長 239,000円 委員 202,000円	202,000円(定額分 160,000円 実績分 42,000円)
任期	令和2年7月20日から令和5年7月19日まで(3年間)	
募集資格	次のいずれかに該当する者は除きます。 ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者	
募集期間	3月31日④まで【必着】	
募集方法	①地区からの推薦 ②団体などからの推薦 ③一般公募 ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦、応募することができます。	

○提出書類および提出方法

所定の推薦書または応募書に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、農業委員会事務局(産業振興課内)までご提出ください。

所定の様式は農業委員会事務局(産業振興課内)に用意してあります。また公式ウェブサイトにも掲載していますのでご利用ください。

※持参される方は、平日の午前8時30分から午後5時15分までにご提出ください。

農地利用最適化推進委員の担当地区	
担当地区名	定数
本町、横町、仲町、反町、大八、荒町、中通、平館、谷津作、皮籠石	1人
小野赤沼、菖蒲谷、雁股田	1人
飯豊上、吉野辺	1人
飯豊中、飯豊下	1人
小戸神、小野山神	1人
浮金	1人
夏井、湯沢	1人
塩庭一区、上羽出庭	1人
南田原井、塩庭二区、和名田	1人
合計	9人

○その他

募集期間の中間および募集期間終了後に、公式ウェブサイトにて推薦、応募状況について、次の事項を公表します。

- ・推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢および性別
- ・推薦者(法人または団体)については、名称、代表者氏名、設立目的、構成員の人数
- ・推薦を受けた者または応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
- ・推薦または応募の理由
- ・推薦を受けた者が農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦されているか否かの別、または応募者が農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否かの別
- ・推薦を受けた者の数およびそのうちの認定農業者の数(農業委員のみ)
- ・応募者の数およびそのうちの認定農業者の数(農業委員のみ)

○申し込み先・問い合わせ先

小野町役場 農業委員会事務局(産業振興課内)
〒963-3492 田村郡小野町大字小野新町字館廻92
☎72-6938